

KENYA NO MIRAI  
ケニアの未来


(特活) ケニアの未来

# ケニア事業・帰国報告会

～ケニアの「非行」少年と保護司再活性化～

2018年4月6日

橋場 美奈



KENYA NO MIRAI  
ケニアの未来

**地域社会での子どもの更生。  
そして子どもへの虐待、非行のない地域社会へ。**

**—特定非営利活動法人ケニアの未来—**

**18歳未満の子どもとまだ完全に自立していない25歳までの  
若者を対象とした自立・更生の支援と  
子どもの虐待や非行の防止プログラムを  
ケニアの地域社会の中で行うことを目的としています。**

# なぜケニアの非行少年を支援するのか

1. ケニア社会の歪みを一番受けている子どもたち。
2. 差別の対象、社会的に疎外。
3. 特に非行少年への支援が少ない。
4. 子ども施設の収容を疑問視。
5. 過激化の問題。社会を敵視し不満を抱えている若者を無視できない状況。

# (特活)ケニアの未来の活動内容



- 非行少年（保護観察・アフターケア対象者）の更生保護事業
- 地域社会での非行少年の個別支援
- ケニアにおける保護司活動への支援と保護司制度活性化支援
- 貧しいシングルマザーの活動支援
- 女性の復学・職業訓練支援



# 保護司制度の支援

## 更生保護：

犯罪をした人や非行のある少年を、社会の中で適切に処遇することにより、再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

法務省保護局の保護観察所が保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を行ない、保護観察官が従事。ボランティアの保護司が保護観察官と協働して、立ち直りを地域で支えています。

保護司の職務は、面接を行なって指導・助言、刑務所や少年院に入っている人の帰宅先の生活環境の調整、犯罪を予防するための啓発活動など。身分は、非常勤の一般職の国家公務員で、無給。

# (特活)ケニアの未来の活動内容



ケニアでは、政府と連携して事業を実施

ケニアの行政機関と協力して活動を実施し、より良い実践例や改善点を行政機関と共有し、提言を行う。

**国家政府調整・自治省 保護観察局がパートナー**

**Ministry of Interior and Coordination of National Government**

**Department of Correctional Services**

**Probation of Aftercare - Kenya Prisons**



# 保護司制度の支援

ケニアの保護司は地域から選ばれるボランティア

保護司となる人たちは、実際に子どもや若者と面会して彼ら自身の状況や周囲の環境（学校や職場、周囲の友人関係など）を確認したり、再犯を防ぐため対象者を見守り、必要な働きかけをする人材。

任意団体ケニアの未来プロジェクト時（2015年）の活動で、住民集会を通じた保護司の選出 Public Participation⇒マチャコスモデル

⇒現在ケニアの国家レベルの保護司ガイドラインに反映される。

# 保護司制度の支援



保護司選出のための  
住民集会

保護司選出後の  
新任研修





# 庭野平和財団助成事業

## ケニアの地域社会の保護司による少年・青年の更生支援事業

### 事業背景

- ・ 保護観察局本部と保護司の現況について討議
- ・ 2008年～2009年にかけて保護司制度ができたカウンティ(地方)のうち、うまくいっている保護観察所とそうでないところがある。
- ・ Governance, Justice, Law and Order sector (GJLO)による資金援助で、保護司の研修や物資(自転車・携帯電話・手当て)の支給。
- ・ 保護観察官が保護司に懐疑的。(権威的)
- ・ 実際の保護司の業務は、各保護観察所に一任されているような状況。主に、判決前調査の情報収集に保護司が使われ、地域社会内での保護観察対象者の監督・見守りはほとんど行われていない。

# 庭野平和財団助成事業

## ケニアの地域社会の保護司による少年・青年の更生支援事業

保護司がうまく活用されていないカウンティのうち、首都ナイロビから近い2カウンティで事業申請。

⇒カジアド カウンティ  
ナクル カウンティ

2017年6月、助成採択。

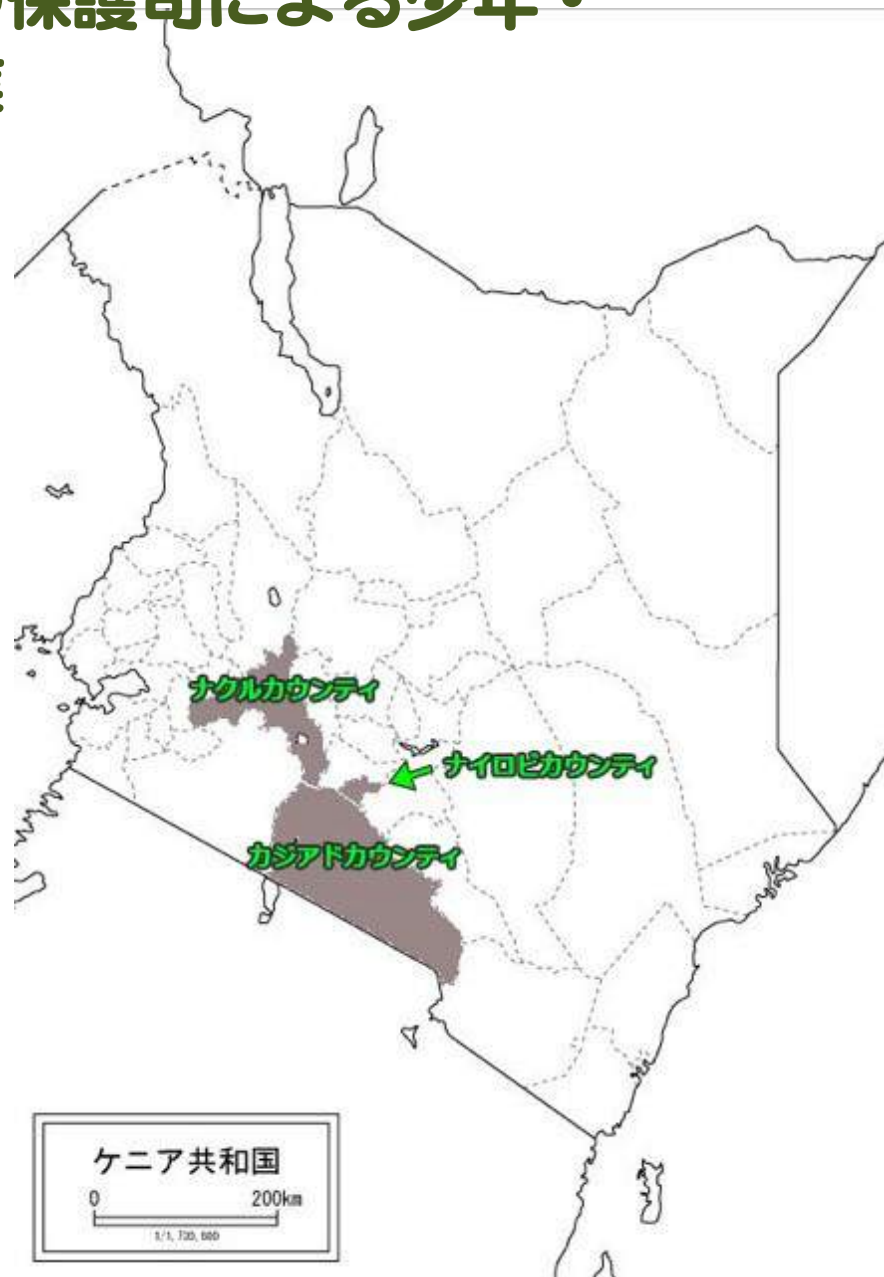
2017年7月～事業期間が開始。

2017年8月8日、ケニア総選挙⇒その後数か月にわたる政治的混乱。

2017年10月より事業開始。

# 庭野平和財団助成事業

## ケニアの地域社会の保護司による少年・青年の更生支援事業



# 庭野平和財団助成事業

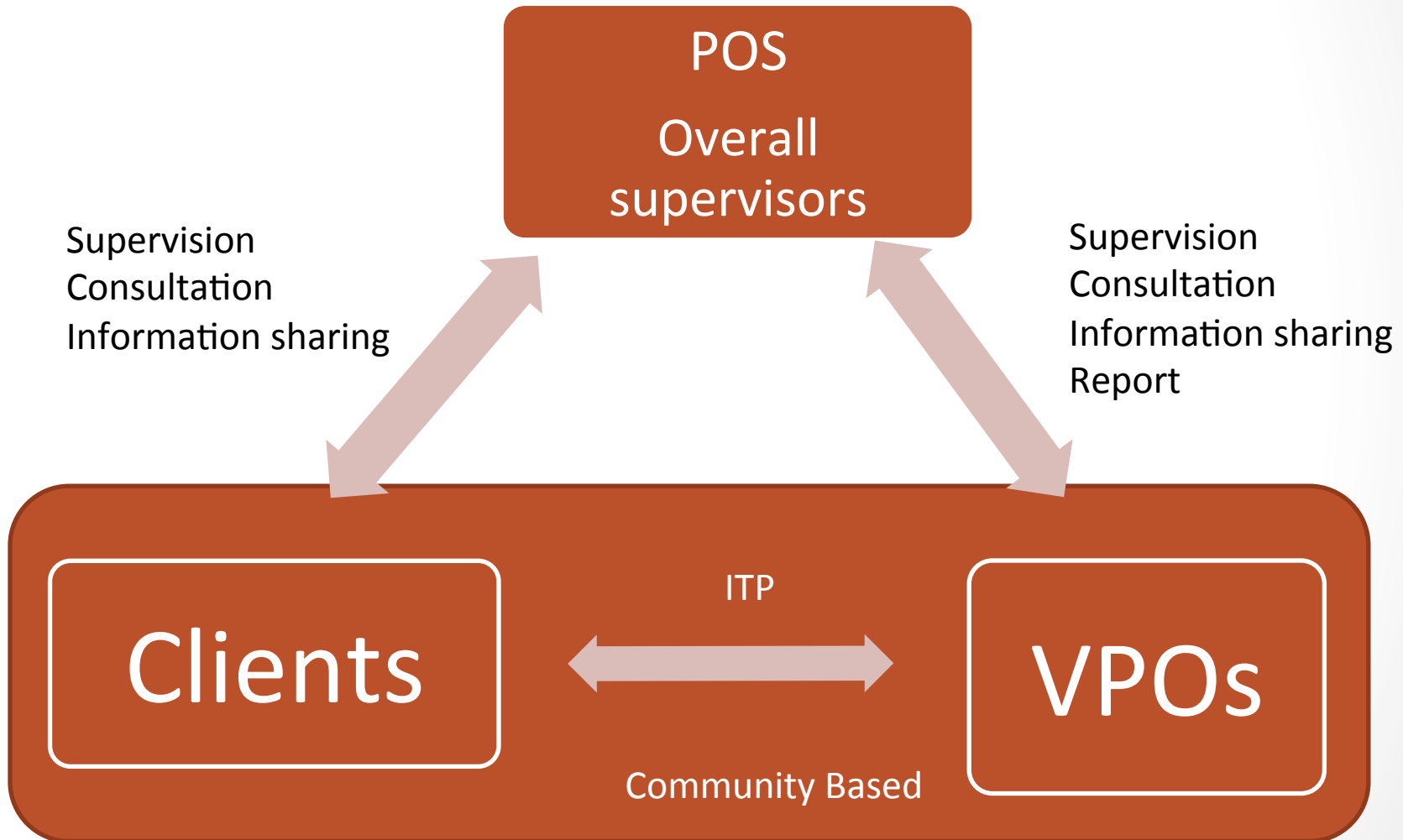
## ケニアの地域社会の保護司による少年・青年の更生支援事業

“地域住民の保護司による、対象者の綿密な見守りと  
社会復帰のための福祉支援”

“保護観察官の理解を高める”

- ◆保護司に実際にケースを担当してもらう  
⇒「個別処遇計画」に基づいて、保護観察官が総括。
- ◆対象者の近くに住む保護司にケースを割り振り
- ◆事業期間中、対象地域の保護観察所で、  
少年・25歳までの青年のケース10件を保護司が担当。  
(9件を実施中)

# Structure



# 庭野平和財団助成事業

## ケニアの地域社会の保護司による少年・青年の更生支援事業

1. 保護観察官と保護司合同の研修
2. 保護司が担当するケース会議 (case conference)
  - ・ 個別処遇計画(Individual Treatment Plan)の確認
  - ・ 実際に開始された保護司の監督活動の確認
3. 月次報告書 (VPO Monthly Report)
4. 保護司の対象者監督状況の確認
  - ・ ケース会議 (case conference)
  - ・ 対象者の居住地域へ訪問して、保護司のケースワークをモニタリング 2018年5月～予定

# 研修

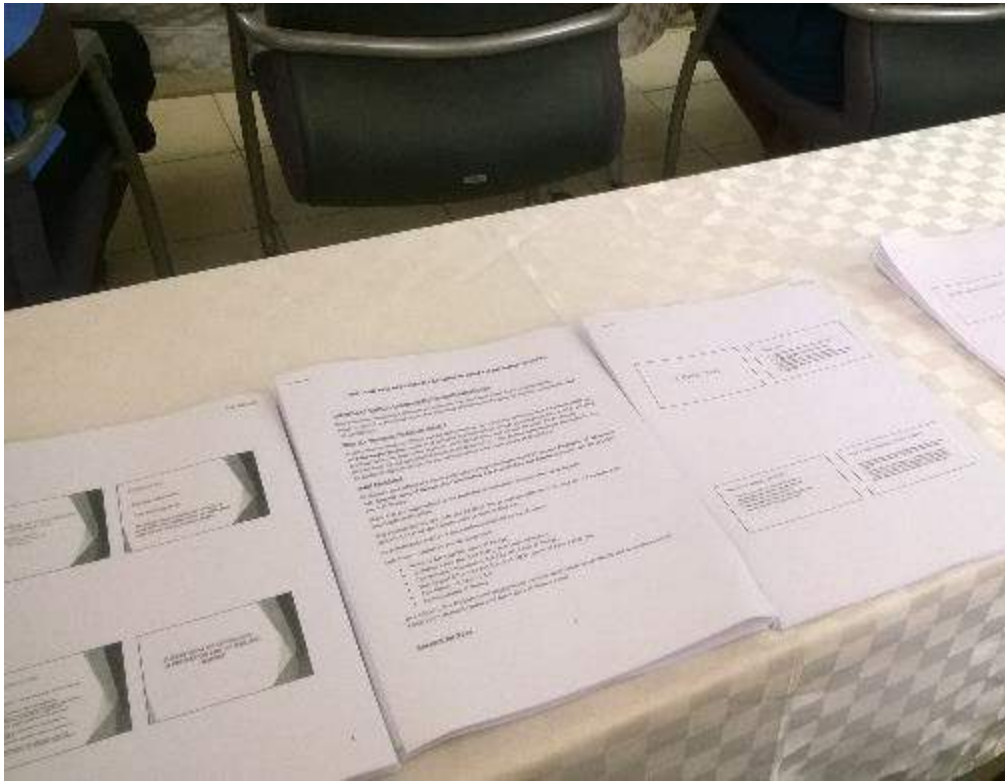


# 研修





# 研修



# 研修



# モニタリング訪問-ケース会議



# モニタリング訪問-ケース会議



# モニタリング訪問-ケース会議



# モニタリング訪問-ケース会議



# モニタリング訪問-ケース会議



# 庭野平和財団助成事業

ケニアの地域社会の保護司による少年・  
青年の更生支援事業 「非行」少年の事例

## ケース1：ナクル地方モロ保護観察所

15歳。完全孤児。祖母が養育。児童労働。国有森林に侵入して木材収集中に逮捕。

毎月の保護観察所での面接のため、往復600シリ  
ングの交通費が払えない。⇒保護司が代わりに面  
接。

小学校5年生中退⇒裁判所命令：学校への復学

保護司は家庭を訪問し、親戚に学校へ戻るように  
説得。地域の行政官（助役・村長老）とも面会。



# 庭野平和財団助成事業

## ケニアの地域社会の保護司による少年・青年の更生支援事業

### ケース2：ナクル地方ナイバシャ保護観察所

15歳。いところに対する性的行為。3年間の保護観察処分。両親はいるものの父親の影響力が非常に弱い。

セカンダリースクール3年生

担当保護司は、同セカンダリースクールの保護者会メンバーで、同じ村に居住。学校は守秘義務を徹底しながら、少年の更生に理解がある。

- ・ 保護司による月例面接
- ・ 通学の継続をモニタリング
- ・ 性教育（性犯罪予防）※非常にニーズが高い。
- ・ 父親への働き掛け

# 庭野平和財団助成事業

## ケニアの地域社会の保護司による少年・青年の更生支援事業

### ケース3：ナクル地方エンジニア保護観察所

18歳。私有地に無断侵入の罪で1年間の保護観察処分。ガールフレンドの家族がその私有地のテナントで深夜に会いに行ったことで逮捕。両親は小作農で貧困。高校2年生。学校給食費が払えない。

MCA（Member of County Assembly）に奨学金制度（County Bursary Funds）があるため、MCA事務所訪問、話をしている。通学期間中は、保護司と面接。学校が休暇に入った月のみ、保護観察官との面会。非行仲間との関係をモニタリング。

# 庭野平和財団助成事業

## ケニアの地域社会の保護司による少年・青年の更生支援事業

### ケース4：カジアド地方カジアド保護観察所

24歳。勤務先での窃盗罪で2年間の保護観察処分。  
弟の病院代捻出のため窃盗。

逮捕後、庭師として再就職。新婚。スラム地域居住。

保護司は、地域の助役 (Assistant Chief)

- ・2か月間は、保護司による面接。
- ・家庭訪問済み、親戚のお葬式の香典。

以下の見守り、確認。

- ・妻と共に経済活動 (砂糖の量り売り) ・家計管理
- ・重機の運転免許取得を目標に学費をためている。⇒  
保護観察局の支援制度を利用。

# 庭野平和財団助成事業

## ケニアの地域社会の保護司による少年・青年の更生支援事業

### ケース5：カジアド地方カジアド保護観察所

逮捕時16歳。マサイ。14か月の女児にわいせつ行為をした疑いで逮捕。3年間の保護観察処分。本人は否認。

児童労働。マサイの家畜の世話。父親と死別、母親も病気。

小学校7年生中退。2017年3月～小学校6年生に復学。弟と同じクラスであることを気にしている。小学校徴収金750KSH/学期の支払いができない。

保護観察所までの往復バス代200KSH捻出が困難。

保護司は元刑務官。

- ・ 月例面接
- ・ おじと保護司が知り合い
- ・ 成績が悪く、また中退しかねないため、居住する町の私塾へ通うことも検討。
- ・ 学業継続を働きかけ、励ます。

# 庭野平和財団助成事業

## ケニアの地域社会の保護司による少年・青年の更生支援事業

### 保護観察所の反応

- 保護司に地域社会での働きのメリットを認識。
- 保護司の増員を要請。（カジアド保護観察所には女性の保護司がいないので、女性の保護司を増やしたい。）
- 保護司と保護観察官が公式に対象者を訪問し、引き合わせした後、ケースを担当している。  
（カジアド保護観察所）

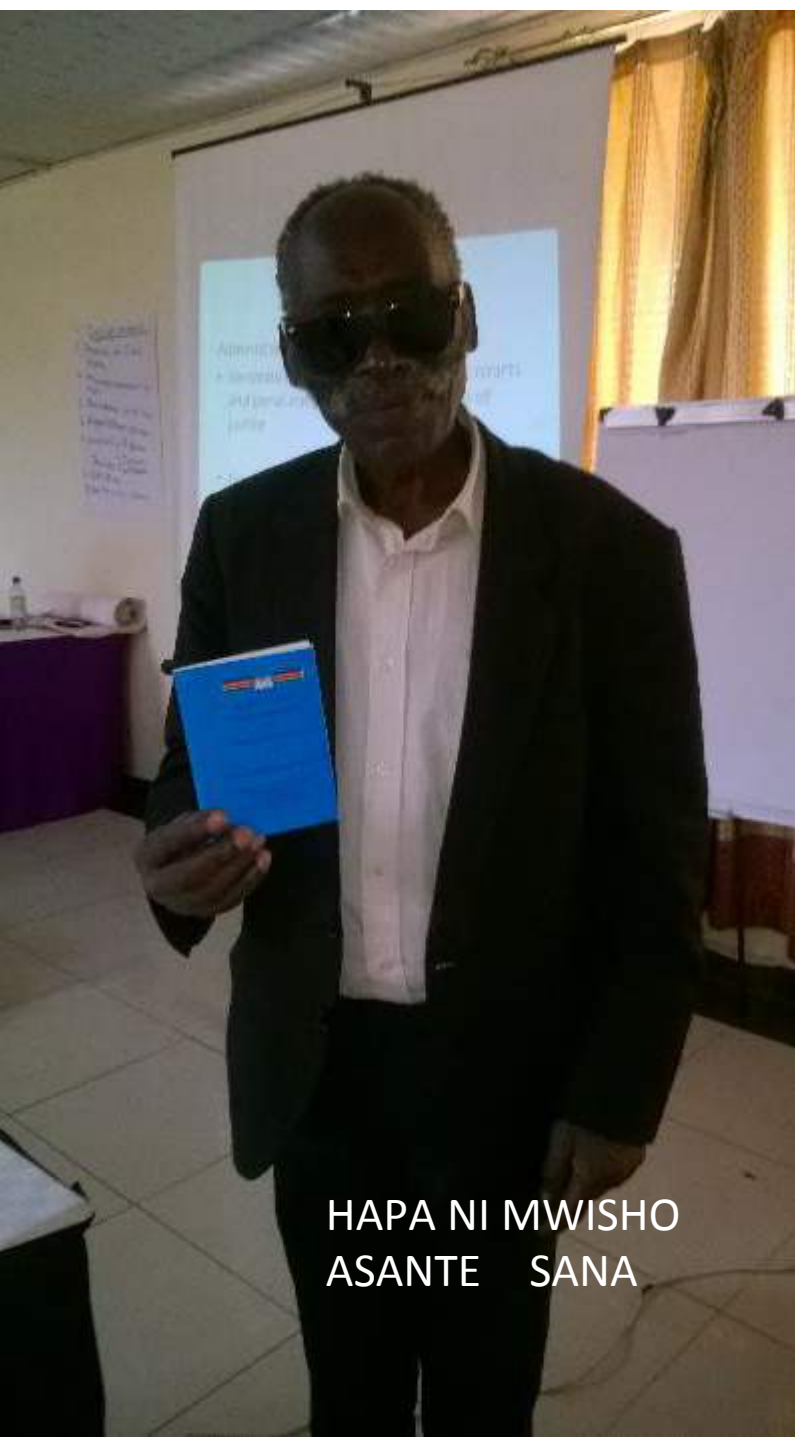
# 庭野平和財団助成事業

## ケニアの地域社会の保護司による少年・青年の更生支援事業

～少年の更生のために～

- 距離の近さ・顔を合わす頻度
- 関係機関の関与（支援・福祉的措置の模索）
- 地域の権威（ケニアの地域行政）の関与

※非行、反社会性のある少年の監督は、遠方操作では、難しい。



HAPA NI MWISHO  
ASANTE SANA

